

道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案に係る公募型プロポーザル審査要領

道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案に係る公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案に係る公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)に規定する資格要件を満たす者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した者

2 第一次選考審査会(事前書類審査)の項目及び点数

総合点数は10点とし、審査項目は次のとおりとおります。

- (1) 業務実施内容
 - ・業務実施方針
 - ・販売品目及び独自性
- (2) 業務実施体制

3 第一次選考審査会(事前書類審査)

提案者から提出された企画提案書に基づき、書類選考を行う審査会を開催します。

日時・場所

令和8年10月8日(木) 中土佐町役場1階大会議室①

4 第一次選考審査の方法

- (1) 審査会では、提出された企画提案書の書類選考を行います。
- (2) 各委員は、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 各委員の審査結果を集計後、第一次選考通過者を決定します。
- (4) 提案者が3者以下の場合は、第一次選考を省略します。

5 企画提案者プレゼンテーション審査会の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目は次のとおりとおります。

- (1) 業務実施内容
 - ・業務実施方針
 - ・地場産品を活用した飲食物販売

- ・既存テナント施設の商品と競合しない商品
- ・関係人口創出 など

(2) 業務実施体制

(3) 収支計画

6 企画提案者プレゼンテーション審査会等

提案者から提出された企画提案書等を審査するため、審査会を次のとおり開催します。なお、審査会では、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時・場所

令和8年10月16日(金) 午後1時30分～ 中土佐町役場3階_防災対策室①

(2) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの時間は、1者につき15分以内とします。

②プレゼンテーション終了後、選考委員からの質疑の時間(15分程度)を設けます。

③プレゼンテーションには業務責任者の出席を必須とします。なお、参加者数は1者につき3名までとします。

④プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、時間は別途お知らせします。

⑤オンラインでの参加は不可とします。

7 審査方法

(1) 審査会では、審査会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

(2) 各委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査評価基準」に基づいて審査を行います。

(3) すべての提案者の審査が終了したときには、各委員の審査結果を集計後、総合得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、委員の多数決により選定します。

8 委託先の候補者及び次点者の選定

(1) すべての提案者のうち、総合評価点が最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者を委託先の候補者(以下「候補者」という。)として選定する。ただし、最低基準点(総得点が満点の60%)以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの参加者が1者のみの場合においても、最低基準点以上でなければ決定しない。

(2) 総合評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する(次点者についても、候補者と同様に最低基準点(総得点が満点の60%)以上の者だけを対象とする)。